

報告事項 1

損害賠償請求事件について

このことについて、事件が終結しましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成27年2月16日

教 職 員 課

平成 27 年 2 月 16 日
教 職 員 課

損害賠償請求事件について

このことについて、平成 27 年 1 月 23 日、名古屋地方裁判所において、交通事故の当事者間での和解が成立し、県への請求が放棄されましたので、報告します。

1 当事者

原告 守山区在住の県民
被告 元県立学校非常勤講師
愛知県

2 事案の概要

平成 22 年 6 月 25 日、名古屋市守山区の路上において、元講師の運転する車が原告に衝突し、負傷させた（右脛骨骨幹部骨折等）。

これについて原告は、元講師には自車を原告に衝突させた過失があるため不法行為（民法）に基づく損害賠償責任があり、また、元講師は事故当時、県立学校に勤務していたが、本件事故はその通勤途中に起こした事故であり、元講師の自車通勤を認めていた愛知県は使用者責任（民法）に基づく損害賠償責任があると主張し、治療費等約 470 万円の支払いを求めて訴訟提起してきた。

3 和解の概要

- 1 元講師は、原告に対し、本件交通事故による損害賠償債務として 300 万円の支払義務があることを認める。
- 2 元講師は、原告に対し、300 万円のうち 240 万円を以下のとおり分割して支払う。
平成 27 年 2 月からの 5 年間、毎月末日限りで 1 万 5 千円ずつ
平成 32 年 2 月からの 5 年間、毎月末日限りで 2 万 5 千円ずつ
- 3 元講師が分割金の支払いを怠り、その額が 5 万円に達したときは、期限の利益を失い、300 万円から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- 4 元講師が期限の利益を喪失することなく、240 万円の分割金の支払を完了したときは、原告は元講師に対し、その余の支払義務を免除する。
- 5 原告は元講師に対するその余の請求を放棄する。
- 6 原告は愛知県に対する請求を放棄する。
- 7 原告及び被告らの間には、本件交通事故に関し、和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。

上記のとおり、原告と元講師の間で和解が成立し、事件は終結した。